

主な内容

- 2面 医科歯科セミナー参加報告
- 3面 やる気をひきだす雇用管理
- 4面 診察室の窓から

香川県保険医協会会報

発行所
香川県保険医協会
 〒760-0057 高松市旅籠町14番地8
 TEL 087(802)1335
 FAX 087(802)1336
 e-mail:kkyoukai@kagawahik.com

発行人 **太田展生**
 定価200円(会員の購読料は会費に含まれています)

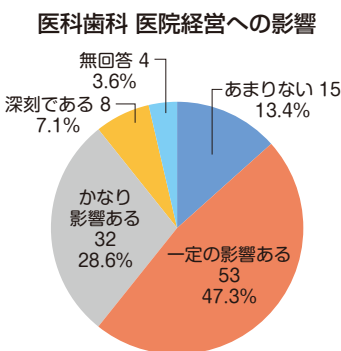
香川協会 新型コロナ・6月から9月分 患者受診影響調査アンケートを実施

医科4割 歯科3割の影響 結果を県庁内で記者発表

協会では、新型コロナの感染拡大に伴う医療機関への影響を3月と4月、5月の3回会員アンケート調査を実施してきました。今回は6月から9月の4カ月間について調査しました。調査結果については、香川県庁内の県政記者室で報道発表の形で行いました。



記者発表をする藤原高明副理事長(正面左)と篠崎事務局長



ご協力頂いた先生方には御礼申し上げます。アンケートは6月から

9月までの受診状況と2020年度上半期の経営への影響、及び国・県が行った医療機関向けの財政的支援策の利用状況などが内容でした。

経営への影響は、病院の半数が「かなり影響がある」との回答。診療所では医科で約4割、歯科で約3割が「かなり影響がある」「深刻である」と回答しています。国・県の財政的支援については、25.9%が申請しないと回答しており、制度の内容が解りにくく、申請自体が難しく大変だったとの意見が寄せられました。

上半期の状況が続けば資金不足に陥る可能性は、「既に厳しい・10月末で厳しい・年末が厳しい」が14.3%、「年度末が厳しい」が15.2%で、合わせて約30%が年度末には深刻な経営に陥る可能性があります。「自力」での解決は厳しい状況を

主張

学術会議任命拒否は憲法違反 候補者全員の任命を求めます

菅政権が成立して二か月余、菅首相は安倍政治の継続を謳っていますが、四十日以上も国会を開かず、森友・加計・桜を見る会・河井議員公職選挙法違反等々は審議しよとせず、官僚への統制は安倍政権時代より強まっています。また、政府の政策に批判的な六人の

学者の学術会議任命を拒否し、強行した行為は、学術会議法と学問の自由を保障した憲法23条に明確に違反しています。しかも拒否の過程に関わった杉田副官房長官の国会への召喚を拒否しています。このような菅政権は、民主主義を無視したファシズムだと言わざる

を得ません。さらに憲法9条改悪を目指す菅政権は、米国に従属し、オスプレイ、F35戦闘機等、兵器を爆買いする一方で「自助」を優先し、社会保障の改悪へ進むとしており、国保料や介護保険料の引き上げ、75歳以上の保険料の二割負担、要介護1・2の保険外し等を計画しています。

更に、唯一の被爆国でありながら先般、発動が決まった「核兵器禁止条約」にも背を向けています。そして、原発稼働も推進しています。

新型コロナウィルス感染は、3波の現状になってきており、香川も油断できる情勢ではありません。私達も、診療・検査医療機関の指定機関に参加する等、厳しい中でも各々の院所で懸命の対応をしているところであります。しかし、菅政権のコロナ対応は極めて不十分です。株で大きな利益を上げる産産家が増える一方、中小企業を中心に休業、倒産が広がり、医療機関の経営も極めて厳しい状況です。また、労働者の失業が大幅に増え、国民は感染の恐怖と共に、

新春特集号への投稿募集中

- 募集要項**
- 広報部では2021年新春特集号で会員投稿のコーナーを設けました。みなさまの投稿をお待ちしています。
- 紙上写真展(1点まで)
(会員・ご家族・従業員の方)
大きさはLサイズ(サービスサイズ)
 - エッセイ、詩、俳句、川柳 など
字数は600字以内、テーマは自由ですが、「今年の抱負」等の新春らしいテーマをお願いします。
 - 締切 12月25日必着
 - 送り先
香川県保険医協会広報部まで

日々雑感

世界のリーダーと自負するアメリカの大統領選挙が行われたが、政策論争よりも過度なネガティブキャンペーン合戦を見ると、我々の感覚としては、リーダーとしての資質を疑ってしまう。開票時の騒ぎを見ても、民主主義とは何かと考えさせられる。聴衆を熱狂させれば良いのだが、かつての独裁者の二の舞にならないで欲しいものだ。

新型コロナ対策でも感染拡大防止と経済活動優先との間で対立しているが、米国でも感染は拡大している。また、欧州では第二波が到来し再ロックダウンを余儀なくされている。マスク着用率の低さや、バカンスの影響もあるようで、気を緩めれば感染拡大防止は無理だということだ。

日本は現在何とか感染を抑え込みながら経済活動を活性化しており、GOTOキャンペーンで税金を使って委縮した国民のマインドを活動再開へ方向転換しつつある。一部の業界ではテレワークが推進され、仕事と休暇を組み合わせたワーケーションという造語まで出来たが、医療関係者からすると羨ましい限りである。人と直接接触しなければならぬ医療介護や美容、また人と対峙する飲食業、レジャーなどのサービス業では不可能だ。三密を避け、マスクを着用し、手洗いを行い、しっかりとした検査体制を確立し、医療関係者にしわ寄せがいかないようにしなければと切に願う。(A)

歯科セミナー

リグロスを使った簡易な歯周組織再生療法とGBRへの応用方法を学ぶ

8月30日(日)に高松シティホテルにて、講師に金崎伸幸先生をお迎えして



分かりやすく手技をデモする講師の金崎伸幸先生

「リグロスを使った簡易な歯周組織再生療法とGBRへの応用」と題して講習会が開催された。3密避けるため定員を25名に絞って開催したが、満席となった。金崎先生は、愛媛県保険医協会理事をされ、また、日本臨床歯周病学会認定医、日本歯周病学会専門医、日本口腔インプラント学会インプラント専門医等の数々の専門医・認定の資格を取得されて活躍されています。前半では、リグロスを使っ

開するのではなく、超音波スケーラーを用いて歯肉を切開、剥離し、超音波で不良肉芽を粉碎し、手用器具での肉芽を除去しやすくする方法である。豚骨を使って、ソニックサージエリーの手技や、リグロスの混和法や実際の塗布、縫合まで、鮮やかな手捌きのデモで説明して頂き、よく理解できた。ただ、注意すべき点として、リグロスによる歯周組織再生療法は、保険医は、すべて保険治療で実施しなければならぬといふことである。また、EMD等のリグロス以外の自費の歯周組織再生療法を行うと、それ以降一切の歯周治療(SPT等)を保険で行う事ができないという点である。

後半では、インプラント治療におけるGBRの際に、人口骨とリグロスを混合して使用する方法について、スライドとデモで解説していただいた。GBRの際にリグロスを使用すると、2次オペまでの待機時間が2か月ほど短縮でき、骨質もより良好なものとなるようである。デモでは、前歯部のインプラント埋入に加え、リグロスと人口骨の混和物によるGBR、メンブレンのピンによる固定方法、縫合まで実際の手技を詳しく解説して頂いた。大変内容の濃い充実した2.5時間の講習会で、金崎先生には、また来年も講習会を開催して頂きたい。

位ドレナージやハフフィング・絶望を希望に、更に死後の口腔ケアについての話がありました。また、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)は、将来の意思決定能力の低下に備えて今後の治療、療養生活のみならず生き方について本人・家族とあらかじめ話し合うプロセスの事で、自分らしく生き、本人が望む人生を生きたために重要なアプローチ方法で歯科も関与してもらいたいとのことです。訪問看護師は悪くなってから関わりますが、歯科は健康の時から関わっているため、その人の人生を見ることができます。そういう状態を看護師に与える必要があります。実習は2人の講師により、排痰法(リフティング、バイブレーション)、スクワイージング、呼吸介

助、体位ドレナージ(半腹臥位法)、小胸筋のリリリース、菱形筋リリリース、胸骨胸骨柄のリアライメント、胸骨の調整、内・外助間筋のリリリース、胸郭回旋ストレッチ、シルベルター法、壁側胸膜へのアプローチ等の指導がありました。今回のセミナーで、誤嚥性肺炎の事を知り予防法を行うことで極力リスクを抑え、肺炎の兆候がみられたら正しく対応できるように、講演と実習を通して学ぶことができました。しかしながら、看護師さんと比べて歯科医師はかなり知識・技術に差があり、相当の覚悟をもって日々の勉強と訓練を重ねていく必要があると感じました。(高松市 宮脇守男)

医科歯科合同セミナー

『生活を支える医療を目指して〜誤嚥性肺炎について学ぶ 機序・予防法・対応法〜』を開催

2020年9月3日(木)18時〜20時30分まで、高松シティホテルにて『生活を支



誤嚥性肺炎の予防法、対処法の実習の様子

える医療を目指して〜誤嚥性肺炎について学ぶ 機序・予防法・対応法〜と題して、講師に下村隼人先生(しもむら歯科医院院長・香川県口腔機能療法研究会下村組主宰)と、中村隆一郎先生(訪問看護ステーションQちゃん・看護師・香川大学、香川県立大学看護科講師)をお招きしての講演会が開催されました。講演内容は、「誤嚥性肺炎とは?」「誤嚥性肺炎の予防法と嚥下評価の実践」の講義及び実習が

ありました。実習は、肺炎に対して有効的な体位ドレナージやハフフィング法や呼吸リハビリテーションも含めて行いました。在宅診療の需要は日々多くなっております。在宅には様々な理由で在宅療養を受けている方がいらっしゃると思います。下村先生は、訪問歯科専門の歯科医として活動する中でも「食べる」と「飲む」に関する要望が多いそうです。口から食べることの価値・大切さはメディアなど

で取り上げられることが経口摂取に関するニーズが高まってきたように思えます。ただし、経口摂取が時としてその方に負担を強いる場合があります。例えば嚥下障害がある方にとって経口摂取を行う場合「誤嚥性肺炎」のリスクを伴います。勿論、「適した嚥下評価の下、適した訓練」が望ましいですが、やはり肺炎のリスクはあります。在宅診療においても胸部を聴診しドレナージするスキルは必須のことです。講演は、最初下村先生から「呼吸の解剖生理」として胸郭、胸肋関節の解剖、外呼吸と内呼吸、咳嗽、気道反射について、「誤嚥性肺炎」につ

性肺炎と誤嚥性肺炎、嚥下性肺炎の分類、誤嚥が肺炎を起こす機序①細菌感染物の誤嚥②化学的刺激性の誤嚥③患者の免疫力低下④患者の誤嚥物吐出力低下⑤慢性気管支炎の潜在。発症までの期間、CO2と嚥下との関係、呼吸数と嚥下の関係、在宅で行う嚥下評価等の説明がありました。次に、中村先生より看護師による肺の理学療法についての話がありました。看護師による口腔ケアとして、ALS患者、がん患者、特にターミナル期のがん患者への口腔ケアで在宅による患者の特徴、口腔ケアのかわりは、共感的理解・リラクゼーション・味覚の維持・吸引回数減少を図る(体

要となつていきます。初診、再診の考え方の整理が必要です。また、歯周疾患管理の算定要件も大幅に変更されました。長期継続管理について、これらをもとに再度検討していただきまし。さらに、手術の項目の算定時の「麻酔薬剤料」の算定など、新しい算定の考え方や要件の改編に伴う算定方法の変更など、請求誤りにつながりかねない多岐

歯科保険診療研究会

今次改定のポイントを解説 正しい理解と活用で増点に

20年9月6日(日)9時30分〜12時30分まで、高松シティホテルにて『歯科保険新点数 二次検討会』今次改定の整理と再検討」と題して、講師に田辺隆先生(保団連副会長・保団連歯科社保審査対策部)をお招きして保険診療研究会が開催されました。今次改定は、新設された歯周病重症化予防治療をはじめとして、継続管理の考え方の整理が重

要となつていきます。初診、再診の考え方の整理が必要です。また、歯周疾患管理の算定要件も大幅に変更されました。長期継続管理について、これらをもとに再度検討していただきまし。さらに、手術の項目の算定時の「麻酔薬剤料」の算定など、新しい算定の考え方や要件の改編に伴う算定方法の変更など、請求誤りにつながりかねない多岐

にわたる変更も見受けられます。改定後に発出された疑義解釈をはじめ、様々な情報を再度整理を行っていただきます。正しい理解が、十分な活用と正しい保険請求につながります。今回の検討会では、H28年の改定以降のポイント、誤りの多い点についても詳しく解説していただきます。

講習会は二部で構成され、一部内容は今回の診療報酬改定に特化した内容で、二部は平成二十八年度の診療報酬改定以降、増点につながるのか、ポイントとなる部分や日々の請求で審議が必要な所を説明していただきます。一部の内容は、基本診療料(院内感染防止対策・歯科外来環境体制加算・初診についての

考え方)、医学管理等(歯科疾患管理料・小児口腔機能管理料・口腔機能管理料・新製有床義歯管理料)、検査(歯周病検査・睡眠時歯科筋電図検査)、処置(咬合調整・象牙質レジンコーティング・チタンによる金属歯冠修復・感染根管処置・歯周病重症化予防治療・非経口摂取患者口腔粘膜炎)手術(通則の変更)、歯冠修復および欠損補綴(補綴時診断料・充填・CAD/CAM冠・有床義歯・歯科用製造用金銀パラジウム合金改定)等です。一部は平成三十年改定により、義歯新製と口腔機能低下症の診断における有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査、咬合圧検査の関係及び、手術による薬剤料の算定につい

て。平成二十八年改定より院内処方医療機関の後発医薬品使用促進(外来後発医薬品使用体制加算)、歯周治療(歯周安定期治療・歯周治療用装置)についてなど懇切丁寧に大変わかりやすく解説していただきます。

(高松市 宮脇守男)



やる気を引き出す雇用管理

第153回

時間単位年休は、義務付けられている
年5日の年休取得の対象とならない

社会保険労務士 桂好志郎

◆時間単位年休 労使協定の締結により年5日まで
年次有給休暇は日単位で取得することが原則ですが、平成20年の法改正により時間単位で取得できる年次有給休暇が認められ、事業場で労使協定を締結すれば、年に5日を限度として、時間単位で与えることができます。取得単位は整数の時間単位でなければならず、1・5時間単位のような1時間に満たない端数が生じた単位や分単位で与えることは認められません。

◆計画年休で時間単位与はできません
時間単位年休は、職員が時間単位で請求した場合に、与えることができるものです。年休の計画的

◆半日単位の年休については取扱いは変更はありません
職員が半日単位で取得を希望し時季を指定し、使用者が同意した場合であれば、1日単位取得の阻害とならない範囲で、半日単位で年休を与えることが可能とされています。労使協定の締結は必要ありません。

◆時間単位での年休取得分は「年5日」の算定には含まれない
2019年4月から年5日の年休を職員に取得させることが使用者の義務となりました。対象者は、年休が10日以上付与される職員で、職員ごとに、年休を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、取得させなければなりません。この年休時季指定義務に係る「年5日」の算定に際しては、職員が半日単位で年休を取得した日数分については、0.5日としてカウントすることができませんが、職員が時間単位で取得した分については、「年5日」の算定には含まれないとされています。(平30・2・28 基発1228第15号)

日刊新聞拾い読み(十月)

(各紙社説より)

菅義偉内閣が発足しました。新型コロナウイルスの流行の中で、コロナ対策と経済回復策を期待しますが、所信表明演説はまだ行われていない。携帯電話料金の値下げ、不妊治療の保険適用、デジタル庁の設置など表明していますが、内政・外交をどう進めていくかが知りたいものです。今月は、日本学術会議についての記事が目につきました。

日本学術会議6氏任命せず

菅義偉内閣が発足しました。新型コロナウイルスの流行の中で、コロナ対策と経済回復策を期待しますが、所信表明演説はまだ行われていない。携帯電話料金の値下げ、不妊治療の保険適用、デジタル庁の設置など表明していますが、内政・外交をどう進めていくかが知りたいものです。今月は、日本学術会議についての記事が目につきました。

10月3日毎日、「過去の発言に基づいて意に沿わない学者を人事で排除する意図があったとすれば、憲法23条が保障する学問の自由を侵害しかねない。首相は今回の措置を撤回すべきだ。」10月6日朝日、「首相は、個別の人事へのコメントは控えるというが、今回の対応について人事の秘密に逃げ込むことは許されない。説明を裏づけ、判断過程を検証できる文書をあわせて提

示する必要がある。10月6日読売、「今回の決定について、政府が十分に説明していないのは問題だ。過去の答弁との整合性をどう取るか。菅首相は、判断の根拠や理由を丁寧に語らねばならぬ。」

医療費2割負担190万人
10月10日(四) 75歳以上の人の医療費窓口負担について、年収240万円以上で383万円未満の人を現在の1割負担から2割に引き上げる案が厚生省内で浮上していることが分かった。財務省は、財政健全化のために引き上げ対象をさらに広げるべきだとの立場。医療関係団体は、負担を引き上げると高齢者の受診控えを招くとして対象を狭めるよう求めている。

核禁条約発効へ
10月26日(朝日) 核兵器の開発や製造、使用などを全面的に禁じる核兵器禁止条約の批准国・地域が条約に必要な50に達した。条約は来年1月22日に発効する。唯一の戦争被爆国で

ある日本に対し、締約国会議にオブザーバーとして参加することを求める声があがるが、政府は、「検討中」としている。

県内11月から新受診体制
10月30日(四) 新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え県が公表した新たな相談・受診体制。発熱患者の相談先となるのは、かかりつけ医や診療所など身近な医療機関だ。小規模クリニックからは「対応できるか不安」との声も。「通常業務で手いっぱい」なところが発熱患者からの相談が増えれば、対応する

今年の10月は、コロナ禍で祭り、イベントも行われなく淋しい季節でしたが、空は限りなく晴れ渡り、野は、彼岸花、コスモスなどの鮮やかな色で秋を引き立たせていました。11月は、菅政権の政策が国民の期待に添つか。学術会議の任命問題についての首相の答弁は聴かれるか。国会論戦に注目したいと思います。

(次号につづく)
(東かがわ市 三木登志也)

付与として、時間単位年休を与えることはできません。

◆時間単位での年休取得分は「年5日」の算定には含まれない
2019年4月から年5日の年休を職員に取得させることが使用者の義務となりました。対象者は、年休が10日以上付与される職員で、職員ごとに、年休を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、取得させなければなりません。この年休時季指定義務に係る「年5日」の算定に際しては、職員が半日単位で年休を取得した日数分については、0.5日としてカウントすることができませんが、職員が時間単位で取得した分については、「年5日」の算定には含まれないとされています。(平30・2・28 基発1228第15号)

Q & A 育児休業から復帰した職員は
Q 年5日の年次有給休暇を確実に取得させる必要があるのでしょうか。
A 年度の途中に育児休業から復帰した労働者等についても、年5日の年次有給休暇を確実に取得していただく必要があります。ただし、残りの期間における労働日数が、使用者が時季指定すべき年次有給休暇の残日数より少なく、5日の年次有給休暇を取得させることが不可能な場合には、その限りではありません。

理事会だより

10月理事会

協会組織、共済募集状況の報告がされた。
 保団連「ストップ患者負担増」署名、「クイズで考える私たちの医療」はがきの取り組み状況が報告された。
 ・香川協会会員6～9月コロナ影響アンケート調査の実施について確認した。
 ・理事長声明「日本学術会議法に則り、推薦候補者全員の任命を求めます」の発出を確認した。
 ・高松市国保料を引き下げることへの参加を承認した。

協会グループ共済の保険医共済会への移行の状況について検討した。
 保団連署名提出集会(WE B)、全国会長理事長会議(WE B)について報告があった。
 保団連歯科全国交流会、国会署名提出集会、各部会等の日程を確認した。
 ・第153回四国ブロック会議、ブロック四国厚生支局交渉について検討した。
 ・市民の会主催「ハンセン病講演と映画のつどい」の名義後援を承認した。
 ・理事会のWEB対応について検討した。
 ・諸会議取り組みの日程等を確認した。

協会活動日誌

10月

1日(木) 歯科セミナー「新型コロナウイルス対策」
 型「コロナウイルス対策」
 考「える歯科医療での感染対策と取組について」綾坂則夫先生(坂出市開業他(社会福祉総合センター))
 1日(木) 歯科部会(協会事務局所)
 4日(日) 歯科セミナー「施設基準の届出及び医療法対策の研修会」小笠原正先生(松本歯科大学教授)(社会福祉総合センター)
 14日(火) 歯科臨床懇話会「マスターしたい口腔外科手術とインプラント治

療のための基本/基礎 A to Z」菅野貴浩先生(島根大学医学部歯科口腔外科学講座 教授)他
 18日(日) 歯科セミナー「GPPのインド」西岡政道先生・高知県開業(高松市)

「ティホテル」
 22日(木) 理事会(協会事務局所)
 29日(木) 「法律よもやま話」(平井功祥先生・顧問弁護士)(社会福祉総合センター)

あとがき

香川県もコロナウイルス感染拡大の第3波に飲み込まれています。医療現場は今厳しい局面に入ってきました。院長、スタッフその家族の肉体的、精神的ストレスは益々大きくなり続けています。気分転換に

紅葉を楽しみたくとも県内の名所の人混みが気になってしまいます。さりとて、紅葉の絶景動画を見て観光地に行った気になるのでは何か味気なく感じてしまいます。この長く続くコロナ禍にいかに対処してゆくの、本当に悩ましいところですよ。()



医療機関においては、感染症対策をより強化したいので再度の補助金を懇願します

高松市 宮脇 守男

診療室の窓は自慢できる。合わせて25メートルの出窓になっている。診療室には明るい陽射しが射し込み、心地よいそよ風が吹いてくる。この『診療室の窓から』のいつもモデルになっている窓である。しかし、木造で築二十年も過ぎると、木というものは腐るといふことがよく分かった(笑)。コロナ禍、台風

も負けず嵐にも負けず、猛暑の強い日照りにも負けず、1.に換気 2.に換気 3.に換気、毎日毎日何度も換気！を繰り返していた。窓を開け、少々雨が降り込むうが、結露が流れ落ちようが、消毒用のアルコールやタマシユでビタビタに濡れまくるうが、慰労金を頂いたからには、ここでコロナを出してはいけない。

クロスが捲れあがり、出窓の張り板が、びび割れ、サクレ、朽ち腐ったので、思いっきの衝動「フリホー」をやってしまった。不燃クリアパネルとか、抗菌工コカラットとか、消臭ダインックシートとか白を基調に、そこだけリノベーションしてもうった。診療室の中なので精密機械もあることだし、埃が飛んでもいかにやろうと！監督しているだけで私の休日を潰してしまっただが、流石にプロの建築家、一日でお洒落で清潔感溢れる高級ホテルのようになった。思い切った良かった。明日からの診療は楽しくなるはず！

誰でもさぼりたくなることはある。時は金なりと言いつが、世界中、どのどんな人間にも平等に与えられているものは『時間』しかない。一日中、ゴロゴロしていても休日。趣味に興じても休日。一方で、時間は怖いものだと思つたこともある。ひき逃げ事件では、逃げた時間が長くなるほど重い罪が科されるといふ。人気若手俳優の逮捕の報に驚きつつ、逃亡時間を罪の軽重の判断に用いるのは、被害者の救護義務をどれほどおろそかにしたかををはかるためである。と検察官が話していた。今回の場合、事故を目撃した別の車の運転手が追跡し、戻るよう説得したという。通りがかりの人が罪を重

くしない方向に導いてくれるなど、そこあることではない。予測不能な人生の流転を描いている。予測不能な出来事は、時と同じく平等に与えられている。トランプさんが新型コロナウイルスに感染し、回復した。それで白旗をあげる人ではあるまいが、大統領選挙直前に、そうあることではない。コロナを克服したと逆手にとって、権力の攻防を描くドラマが終幕しようとしている。コロナ禍が炙り出す決着が、どつ大転換するかの『時』のみが知っている。今日は、11月4日、厚手のジャケットを羽織った寒い日であった。もう、冬が近い。はたして、コロナ3波は、まもなく来るのか？

歯科セミナーのご案内

**スプリントの
つくり方・使い方**

日時：2020年11月28日(土)
19:00~21:00

講師：松香 芳三先生
(徳島大学大学院医歯薬研究部 教授)

会場：社会福祉総合センター
(高松市番町1丁目10-35)

歯科臨床懇話会のご案内

**マスターしたい口腔外科手術と
インプラント治療のための
基本/基礎 A to Z**

日時：2020年12月9日(水)
20:00~21:20

講師：菅野 貴浩先生
(島根大学医学部歯科口腔外科学講座教授)

会場：マリンパレスさぬき
(高松市福岡町2-3-4)

医科歯科合同セミナーのご案内

乳がんの最新医療

日時：2021年1月16日(土)
19:20~22:30

講師：紺谷 桂一先生
(香川大学医学部呼吸器・乳腺内分泌外科准教授)

会場：マリンパレスさぬき
(高松市福岡町2-3-4)